

不妊相談

不妊に関する疑問や悩みについて、医師や助産師による相談を行っています。お気軽にご相談ください。

相談方法

面接相談 …… 予約制(電話申込)

※下記の相談窓口で実施しています。

電話相談 …… 随時(一般的な不妊相談)

※下記の相談窓口で実施しています。

※松戸健康福祉センターでは、下記の日時で助産師による電話相談も実施しています。

相談費用

無料

不妊相談窓口一覧

実施場所	〒	所在地	相談日時	電話番号
松戸健康福祉センター	271-8562	松戸市小根本7	面接相談: 毎月第2火曜日 午後1時30分~3時 助産師による電話相談: 毎月第2火曜日 午前9時~11時30分	047-361-2138
印旛健康福祉センター	285-8520	佐倉市 鐺木仲田町8-1	偶数月第2木曜日 午後1時30分~4時	043-483-1135
長生健康福祉センター	297-0026	茂原市茂原 1102-1	相談日時はお問い合わせください。	0475-22-5167
君津健康福祉センター	292-0832	木更津市新田 3-4-34	偶数月第1火曜日 または第3木曜日 午後2時~4時	0438-22-3744
千葉市保健所	261-8755	千葉市美浜区幸町 1-3-9 (千葉市総合保健医療センター内)	月1回・不定期 (千葉市ホームページに掲載)	043-238-9925

※相談日時は都合により変更となる場合がありますので、必ず事前にご確認ください。

※千葉市保健所は千葉市にお住いの方のみが対象です。

発行元 千葉県健康福祉部児童家庭課



チーバくん

申請に関するお問い合わせは、
下記の窓口へお問い合わせください。
(千葉市、船橋市、柏市については、市独自の申請書類・条件等がありますので、お問い合わせください)

申請窓口一覧

名称	〒	所在地	電話番号	管轄市町村
習志野健康福祉センター	275-0012	習志野市本大久保 5-7-14	047-475-5153	習志野市・八千代市 鎌ヶ谷市
市川健康福祉センター	272-0023	市川市南八幡 5-11-22	047-377-1102	市川市・浦安市
松戸健康福祉センター	271-8562	松戸市小根本7 (東葛飾合同庁舎内)	047-361-2138	松戸市・流山市 我孫子市
野田健康福祉センター	278-0006	野田市柳沢24	04-7124-8155	野田市
印旛健康福祉センター	285-8520	佐倉市鐺木仲田町 8-1 (印旛合同庁舎内)	043-483-1135	成田市・佐倉市 四街道市・八街市 印西市・白井市 富里市・酒々井町 米町
香取健康福祉センター	287-0003	香取市佐原192-11 (香取合同庁舎内)	0478-52-9161	香取市・神崎町 多古町・東庄町
海匝健康福祉センター	288-0817	銚子市清川町 1-6-12	0479-22-0206	銚子市
八日市場地域保健センター	289-2144	匝瑳市八日市場イ 2119-1	0479-72-1281	旭市・匝瑳市
山武健康福祉センター	283-0802	東金市東金907-1	0475-54-0611	東金市・山武市 大網白里市 九十九里町・芝山町 横芝光町
長生健康福祉センター	297-0026	茂原市茂原1102-1 (長生合同庁舎内)	0475-22-5167	茂原市・一宮町 睦沢町・長生村 白子町・長柄町 長南町
夷隅健康福祉センター	299-5235	勝浦市出水1224	0470-73-0145	勝浦市・いすみ市 大多喜町・御宿町
安房健康福祉センター	294-0045	館山市北条1093-1	0470-22-4511	館山市・鴨川市 南房総市・鋸南町
鴨川地域保健センター	296-0001	鴨川市横渚1457-1	04-7092-4511	
君津健康福祉センター	292-0832	木更津市新田 3-4-34	0438-22-3744	木更津市・君津市 富津市・袖ヶ浦市
市原健康福祉センター	290-0056	市原市五井1309	0436-21-6391	市原市

●千葉市の方 …… 千葉市保健福祉局健康部健康支援課
TEL 043-238-9925
(申請窓口は各区の保健福祉センター健康課)

●船橋市の方 …… 船橋市保健所 地域保健課
TEL 047-409-3274
(申請窓口は各保健センター・船橋駅前総合窓口センター)

●柏市の方 …… 柏市保健所 地域保健課
TEL 04-7167-1257

ちば

千葉県

特定不妊治療費
助成事業

ご案内

《平成30年4月改訂》



千葉県では、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる特定不妊治療(体外受精・顕微授精)に要する費用の一部を助成しています。



対象となる治療

- 体外受精及び顕微授精(ここでは「特定不妊治療」と総称しています)
※ 卵胞が発育しない等により卵子採取以前に中止した場合は、助成対象外となります。
※ 入院費、食事代、文書料等の直接治療に関わらない費用は、助成対象外となります。
- 精子を精巣または精巣上体から採取する手術



助成対象者の要件

- 次の要件を全て満たしている方が助成対象者となります。
- 法律上の婚姻をしている夫婦であること
 - 申請時点で、夫婦の双方またはいずれか一方が千葉県内に住所を有すること
 - 治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること
 - 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、または極めて少ないと医師に診断されたこと
 - 前年(1月～5月の申請にあっては前々年)の夫婦の合計所得が730万円未満であること
 - 当該年度内(4月1日～3月31日まで)に指定医療機関において特定不妊治療を受けたこと



助成内容

- 1回の治療につき15万円まで助成します。(初回の助成に限り30万円まで)
ただし、凍結胚移植(採卵を伴わないもの)及び、採卵したが卵が得られない等のため中止した場合は、1回の治療につき7万5千円まで助成します。
- 特定不妊治療のうち、精子を精巣または精巣上体から採取する手術(男性不妊治療)を行った場合は、1回の治療につき15万円まで助成します。

- 初回助成の治療開始時の妻の年齢で上限回数があります。
 - * 40歳未満の方は通算6回まで
 - * 43歳未満の方は通算3回まで
- ※ 1回の治療とは、採卵準備のための投薬開始から、体外受精または顕微授精1回に至る治療のことです。
- ※ 助成回数は他の都道府県・政令指定都市・中核市で受けた助成も通算されます。
- ※ 上限回数に満たない場合でも、治療期間の初日における妻の年齢が43歳以上の場合は助成対象外となります。



指定医療機関

《県内の指定医療機関》
千葉県ホームページをご覧ください。裏面の申請窓口までお問い合わせください。
《県外の指定医療機関》
所在地の自治体が指定している必要があります。指定状況が不明の場合は、申請窓口までお問い合わせください。



所得の計算方法

以下の計算方法により、前年(1月～5月の申請にあっては前々年)夫婦の合計所得が730万円未満であることが必要です。

$$\text{所得額} = [\text{年間収入金額} - \text{必要経費}]^{*1} - 80,000\text{円}^{*2} - \text{諸控除額}^{*3}$$

- *1 住民税課税証明書…前年所得の合計金額
- *2 社会保険料相当額(所得のある方のみ)
- *3 雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、障害者控除、寡婦(夫)控除、勤労学生控除



申請方法

治療終了後に必要書類を提出してください。
申請及びお問い合わせは、各健康福祉センター(裏面参照)になります。

(1) 申請期限

原則として、治療が終了した日の属する年度内(3月末日)となります。
《年度末(2月～3月)に治療が終了した方へ》
上記によらず、5月末日までの申請期限となります。
※ 治療が終了した日とは、妊娠の確認(妊娠の有無は問いません)の日、または医師の判断によりやむを得ず治療を終了した日を指します。

(2) 必要書類等

- ① 千葉県特定不妊治療費助成申請書(申請者が作成)
- ② 特定不妊治療受診等証明書(指定医療機関が作成)
- ③ 領収書(原本、明細書がある場合は明細書添付)
* 領収書の原本が必要となりますので、必ず確定申告前に申請してください。
- ④ 住民票(発行から3ヶ月以内・続柄記載)
【原本、ただし個人番号(マイナンバー)の記載のないもの、夫及び妻の住民票(同一世帯の場合は世帯全員の住民票)】
* 住民票で婚姻関係が確認できない場合は、婚姻関係を証明する書類を併せて提出してください。
- ⑤ 戸籍謄本(抄本)(発行から3ヶ月以内)(原本)
* 千葉県(千葉市、船橋市、柏市を除く)で初めて助成を受ける方、住民票では婚姻関係が確認できない方のみ提出してください。
- ⑥ 前年(1月～5月の申請にあっては前々年)の夫及び妻の所得の額を証明する書類(原本)
* 住民税課税証明書(所得金額・所得控除額記載)で確認します。
* 課税のない方は、住民税非課税証明書(所得金額・所得控除額記載)を提出してください。
- ⑦ 通帳の写し
* 金融機関名、支店名、預金種別、口座名義人、口座番号が確認できる箇所をコピーしてください。
- ⑧ 口座振替依頼書
※ ①、②、⑧は、下記ホームページからダウンロードいただくか、各健康福祉センターからお取り寄せください。
※ 必要書類を直接持参される方は、できる限り印鑑(認印可)もお持ちください。
※ 領収書の返却を希望する場合は、原本を確認後返却しますので、申請時に申し出てください。
※ 同一年度内で2回目以降の申請の場合は、省略できる添付書類がありますので、裏面の申請窓口にご確認ください。

千葉県ホームページのご案内

この事業の詳細は、下記のホームページアドレスからもご覧いただけます。

<http://www.pref.chiba.lg.jp/jika/boshi/funinchiryu/index.html>